

小金井市すこやか保育ビジョン

～保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性～



© Studio Ghibli

令和3年3月
小金井市

はじめに

近年、保育を取り巻く環境は急速に変化しています。とりわけ、社会経済状況の変化に伴い保育所の利用ニーズが拡大する中、待機児童の解消は喫緊の課題となつておらず、小金井市では、これまでも民間保育所の新規開設や定員拡充により待機児童対策に取り組んでまいりました。

その一方で、多様化する保育ニーズへの対応や、保育の質の維持・向上に係る取組も非常に重要です。これらに対応するため、「子どもがのびのびと育つまち」を目指し、まち全体の総合力により子育て環境日本一の実現に努めるとともに、子どもの最善の利益を守り、質の高い保育を希望する全ての家庭に提供できるよう努めてきましたところです。

そして、この度、長く市内の保育施設で引き継がれてきた良質かつ安全・安心な保育が継続され、子どもたちが健やかに成長できるよう「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定いたしました。

小金井市として初めての策定となるこのビジョンは、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を兼ねたものです。

今後、ビジョンに掲げた「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を基本とし、保護者及び保育関係者の皆様とビジョンの共有を図るとともに、このビジョンを推進し、ガイドラインを積極的に活用していくことで、さらなる質の向上を図ってまいります。

最後になりましたが、本ビジョン及びガイドラインの策定にあたりお力添えを賜りました保育計画策定委員会委員の皆様をはじめ、簡易アンケートにご協力いただきました皆様及びご意見やご要望をいただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

小金井市長

西岡 真一郎



目 次

第1章 小金井市すこやか保育ビジョンの策定にあたって

1 小金井市すこやか保育ビジョン策定の背景と目的	2
2 小金井市すこやか保育ビジョンの位置づけ	3

第2章 保育・子育て支援の現状と課題

1 多様化する保育施設とその役割	6
2 保育サービスの状況	7
3 量的保育ニーズと将来見通し	9
4 保育の現状と課題	11

第3章 小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと

小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと	24
------------------------	----

第4章 保育の質のガイドライン

1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ	27
2 ガイドラインの構成と活用方法	27
3 基本目標	28
4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと	30
5 保育の質の維持・向上に必要なこと	44

第5章 今後の施策の方向性

1 保育の質の維持・向上に向けて	48
2 多様な保育ニーズへの対応	50
3 保育施策の実現に向けた取組	51

資料編

資料1 「小金井市保育計画策定委員会設置要綱」	54
資料2 小金井市保育計画策定委員名簿	56
資料3 「小金井市すこやか保育ビジョン」策定経過	57
資料4 「小金井市子どもの権利に関する条例」	59

第1章

小金井市すこやか保育ビジョンの策定にあたって

1 小金井市すこやか保育ビジョン策定の背景と目的

(1) これまでの経緯

子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化とともに、「子ども子育て関連3法」において保育の実施主体と位置づけられた基礎自治体である小金井市が担うべき役割はますます大きくなっています。こうした状況を踏まえ、市は平成27年3月に「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」としました。

これと並行して、市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政について広く意見を聴くため、「小金井市保育検討協議会」が設置され、市の保育行政を今後より一層充実させるための検討が行われ、平成27年12月「今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見」として取りまとめられました。

このような中、市民、保護者及び市議会から、市としての保育のビジョンの策定や保育の質の維持・向上への対応が求められ、市は保育のビジョンと保育の質のガイドラインを策定することとしました。

その後、令和2年3月に策定した「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」では、保育の質の維持・向上に関しては、前計画にも増して、その重要性について記載されるとともに、「今後、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、（仮称）保育計画の中で（仮称）保育の質のガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組をいう。）を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性が示される」としています。

(2) 小金井市すこやか保育ビジョン策定の趣旨・目的

保育施設は、子どもの最善の利益を保障し、その健全な心身の発達を図ると同時に、保育する子どもの保護者、及び地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的としており、市のすべての保育施設も、こうした目的を理解し、使命感を持って業務にあたっています。

これまで市では、保育所に入所できない、いわゆる待機児童の解消を喫緊の課題として優先的に取り組み、保育需要の見込みに対するサービス量を確保するべく保育施設の増加及び多様化するニーズへの対応を進めてきました。かかる取組により、保育の量については少しずつ改善が図られてきています。それとともに、国が定める保育の基準の下で、行われる保育事業の多様化と運営主体の多元化も進んできましたところです。

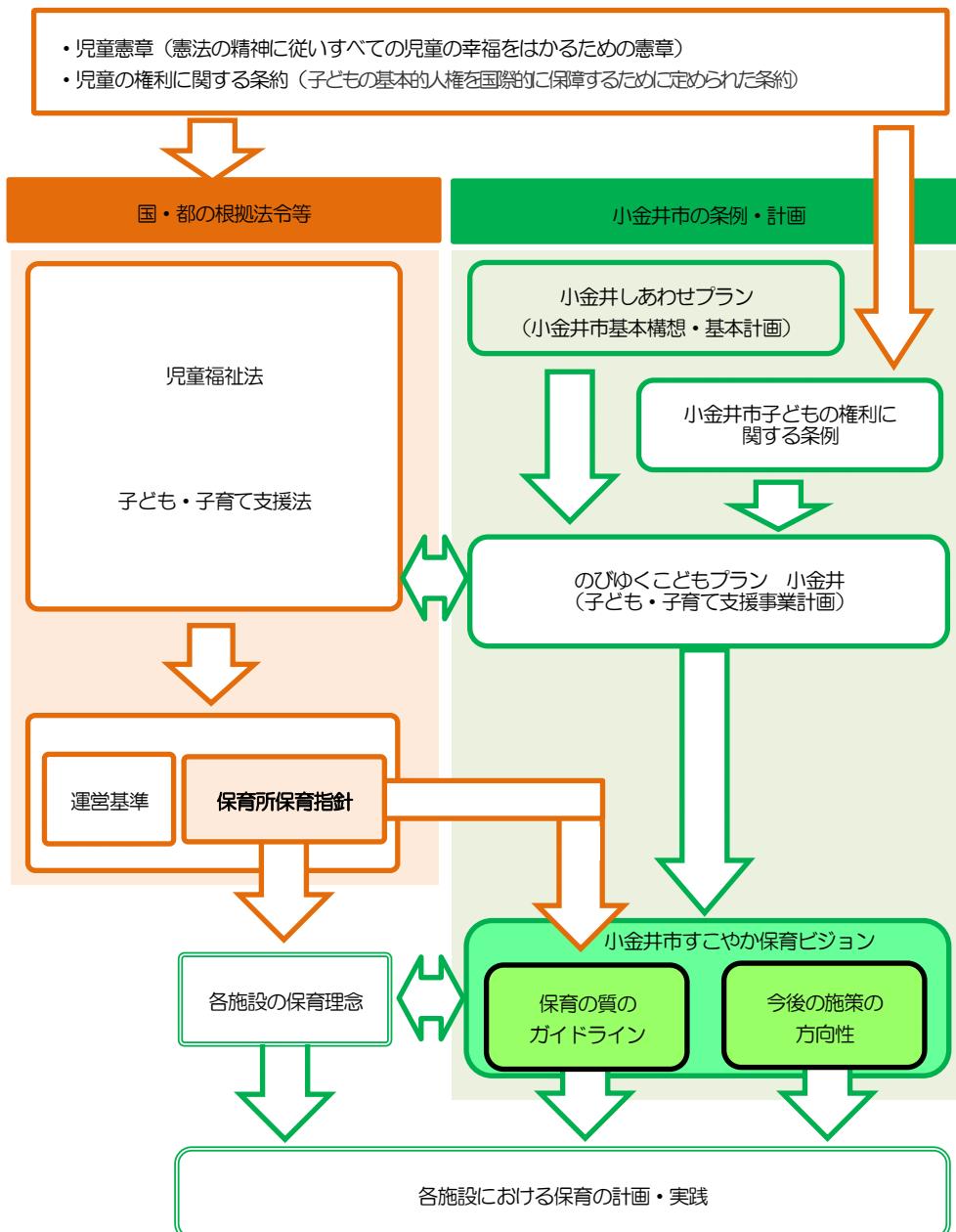
これら多様化・多元化が進む中、子どもの最善の利益を最優先させるためには、「保育の質」の向上を目指さなければなりません。「保育の質」とは、例えば「子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」であり、子どもを中心として、保育者（保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など保育に関わる人。以下同じ。）の関わりのみならず、保育施設、地域、行政が連携・協力していくよう努めなければなりません。

小金井市すこやか保育ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、そうした認識の下、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく質の高い保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を掲げています。その上で、子どもの最善の利益の観点から、保育者をはじめ保護者、市民、行政が子どもに向き合う際の視点を明確にし、保育の質の維持・向上に関して市全体で共有し得る枠組みとしての保育の質のガイドラインと、市として、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すものです。

2 小金井市すこやか保育ビジョンの位置づけ

児童憲章や児童の権利に関する条約の考え方を基に、児童福祉法等の各種法令、保育所保育指針などの各種基準、及び「小金井市子どもの権利に関する条例」との整合性を図るとともに、市の基本計画である「小金井しあわせプラン」や子ども・子育て支援施策の総合的な計画である「のびゆくこどもプラン 小金井」の保育施策を補完・補足しながら、地域特性を踏まえたうえで、市内の保育施設が質の高い保育を実践するにあたっての基本的な指針や市の保育施策の方向性を示すものとして本ビジョンを位置づけます。そのため、「待機児童の解消」や「病児・病後児保育定員の確保」など、その方策が専ら「サービス量の確保」に拠るところとなるものについては、本ビジョンでは第2章で課題のみ記載することとし、確保策自体は「のびゆくこどもプラン 小金井」に記載するものとします。

なお、本ビジョンは、今後、保育を取り巻く社会状況の変化や制度改正等にあわせ、保育者や保護者、また市民からのご意見等もいただきながら、必要に応じて、隨時改善・見直しを行うこととします。



SUKOYAKA HOIKU VISION



第2章

保育・子育て支援の現状と課題

1 多様化する保育施設とその役割

平成27年度に施行された子ども・子育て新制度によって、認定こども園・幼稚園（新制度移行のみ）・保育所の利用は、共通した「施設型給付」として一本化され、また、新たに、0～2歳を対象とした定員19人以下の小規模な保育所（小規模保育や家庭的保育など）が創設され、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりました。これにより、それぞれの施設形態に対応する設備や人員等の基準（主に認可基準）及び運営に関する基準の整備・改正も行われました。

また、これらの都道府県または市町村が認可等を行う保育所以外の保育施設、いわゆる認可外保育施設についても、多様化が進んでいます。東京都においては、都の独自基準により認証を受けた認証保育所、保育士が建物・設備等含めて一定の基準を満たした上で、自宅で3歳未満のお子さんを保育する家庭福祉員などの制度があるほか、企業が従業員向けに設置する企業内保育など、認可外保育施設は、認可を受けないまたは認可の基準に満たない保育施設であるため、その形態はさまざまです。

一方、主に保育の内容に関する面では、国において、保育施設における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項について、「保育所保育指針」として定めています。「保育所保育指針」の冒頭には「各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない」と記されており、その根柢は児童福祉法とはなりますが、認可外保育施設においても、国の「保育所保育指針」の内容を踏まえ保育を行っていくものとされています。

社会情勢の変化とともに、これら保育の制度が大きく変化していく中、国の「保育所保育指針」についても、平成30年4月に、実に10年ぶりに改定が行われました。最新の「保育所保育指針」の冒頭には、「1 保育所保育に関する基本原則」が記載されており、その最初に「(1) 保育所の役割」として次の4項目を掲げています。

(1) 保育所の役割

- ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。
- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

[「保育所保育指針（平成29年3月告示）」より抜粋]

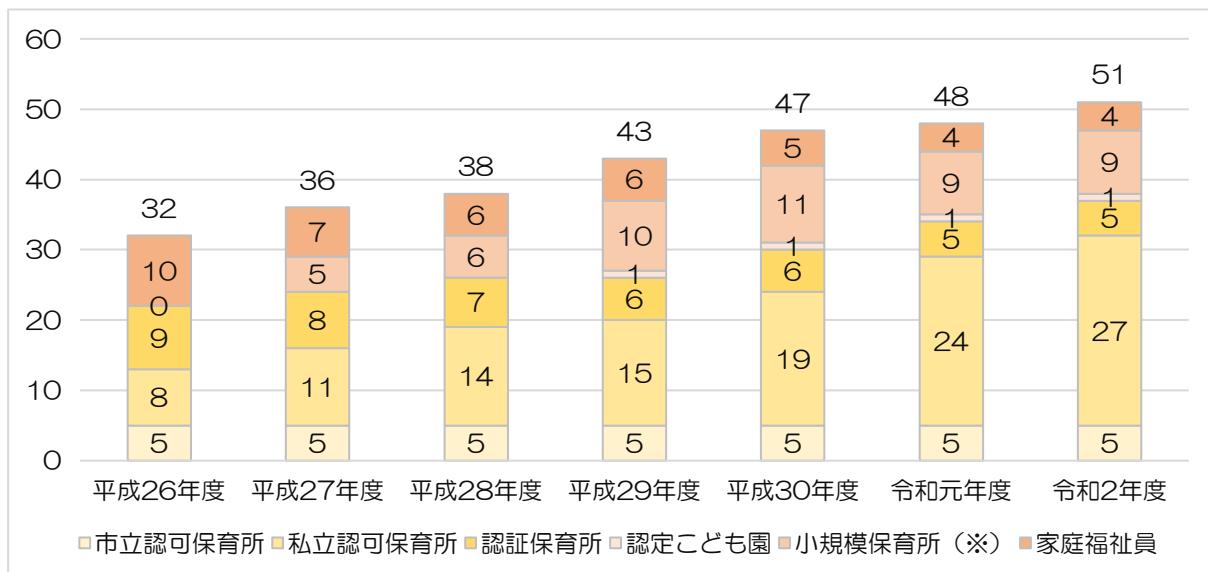
市内の保育施設においても、「保育所保育指針」に示された保育所の役割を基本として、それぞれ特色ある保育を実践しています。

2 保育サービスの状況

(1) 保育施設数と定員の推移

市内の保育施設数及び定員は、平成28年度が38か所、2,184人に対し、令和2年度は51か所、3,255人に増加しており、過去5年間は施設数で1.3倍、定員数で1.5倍に増加しています。特に、私立認可保育所は、平成28年度が14か所、1,276人に対し、令和2年度は27か所、2,259人に増加しており、過去5年間は施設数で1.9倍、定員数で1.8倍に増加しています。

■保育施設数



* 小規模保育所：平成27年度施行の「子ども・子育て支援新制度」に基づく特定地域型保育事業を実施する施設。以下同じ。

(2) 保育サービスの利用状況

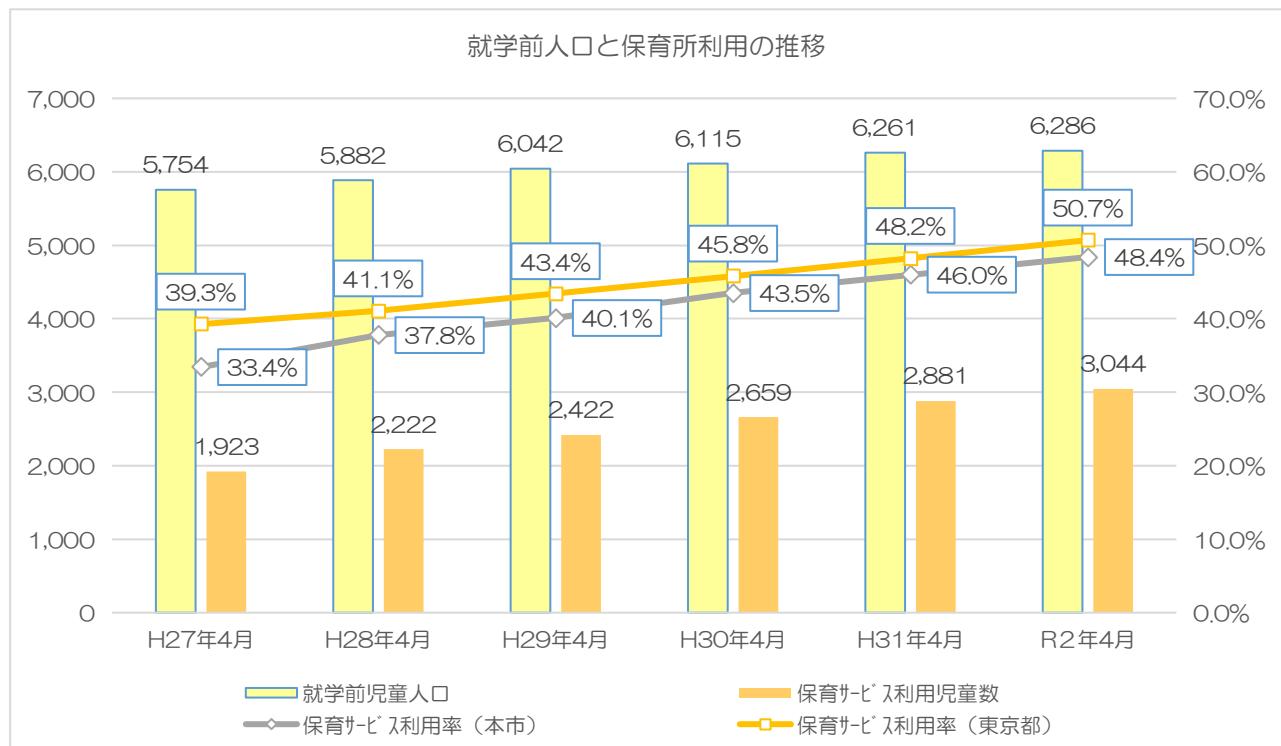
就学前児童は、過去5年間で東京都が0.3%の増加、多摩市部が5.1%の減少に対して、本市では9.2%増加しています。また、保育サービス利用児童数は、過去5年間で東京都が29.5%の増加、多摩市部が18.5%の増加に対して、本市では58.3%と大きく増加しています。

保育サービス利用率（＝保育サービス利用児童数÷就学前児童数）は、平成27年4月から令和2年4月の過去5年間で東京都が11.4ポイントの増加、多摩市部が9.9ポイントの増加に対して、本市は15.0ポイントとやや多めに増加しています。

■保育サービスの利用の推移（東京都、多摩市部、小金井市）

		H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	過去5年間増減
就 学 前 児 童 人 口	東 京 都	630,419人	637,329人	640,273人	641,920人	641,341人	632,104人	0.3%
	多 摆 市 部	200,060人	199,171人	197,594人	195,655人	193,805人	189,808人	△5.1%
	小 金 井 市	5,754人	5,882人	6,042人	6,115人	6,261人	6,286人	9.2%
保 育 サ ー ビ ス 利 用 児 童 数	東 京 都	247,513人	261,705人	277,708人	293,767人	309,176人	320,558人	29.5%
	多 摆 市 部	79,507人	82,296人	85,512人	89,482人	92,118人	94,206人	18.5%
	小 金 井 市	1,923人	2,222人	2,422人	2,659人	2,881人	3,044人	58.3%
保 育 サ ー ビ ス 利 用 率	東 京 都	39.3%	41.1%	43.4%	45.8%	48.2%	50.7%	11.4ポイント
	多 摆 市 部	39.7%	41.3%	43.3%	45.7%	47.5%	49.6%	9.9ポイント
	小 金 井 市	33.4%	37.8%	40.1%	43.5%	46.0%	48.4%	15.0ポイント

■保育サービスの利用の推移



(資料) 東京都福祉保健局 都内の保育サービスの状況について（令和2年4月）

3 量的保育ニーズと将来見通し

令和6年度までの待機児童の解消策については、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井子ども・子育て支援事業計画）」において量の見込みと確保策が定められているため重複を避けるべく、ここでは長期的視点からの待機児童対策を展望します。

待機児童の解消は首都圏を中心に喫緊の課題となっており現在の保育政策は、待機児童解消に向けた保育所整備が最重要課題となっていますが、近年の合計特殊出生率は、全国1.4程度、本市1.2程度で推移しており、乳幼児人口の減少は今後数十年にわたって続くことが必至とみられ、保育事業者や保育士を目指す人にとって、事業参入・継続やキャリア形成の先行きに不透明感が強い実態があり、それが供給制約の一因になっているとの指摘があります。

このような現状において求められているのは、長期的な時間軸を明確に視野に入れた保育ビジョンであり、まずは保育の量的ニーズの長期的展望を示す必要があります。あわせて、子どもを取り巻く環境の変化や保育政策の動向などを踏まえ、保育に求められる様々な機能や質的ニーズについても把握し、質の向上を図って行くべきものと考えられます。

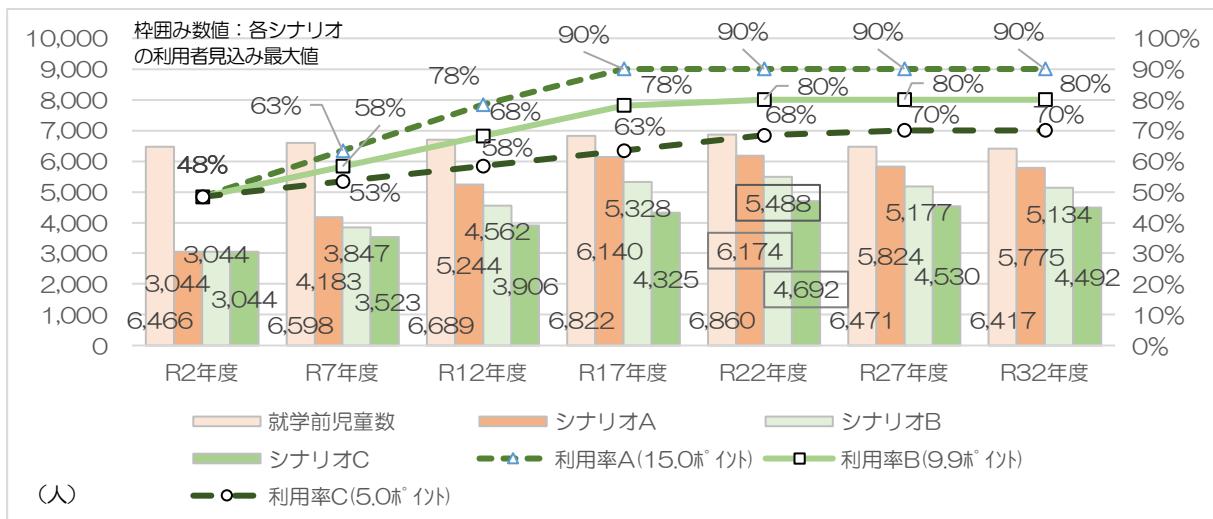
市の合計特殊出生率は、近年1.2前後と横ばいで推移しており（東京都1.2程度）、「小金井市人口ビジョン（平成28年1月）」によると首都圏への人口流入による社会増にもかかわらず、年少人口は令和7（2025）年頃からピークアウトして行くと見込まれていますが、現下の市の年少人口は、子育て世代の転入に伴う人口流入から推計値に比し増加しています。現時点の人口動態を基にコーホート変化率法（※）に基づき推計すると、就学前児童数は令和21（2039）年頃まで増加が見込まれます。

（※）コーホート変化率法

あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法

市の保育サービス利用率（＝保育利用者数：就学前児童数）は、女性のフルタイムでの就労率の上昇等を背景として最近5年間で15.0ポイント増加しており（本章の保育サービスの状況参照）、一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けた仕事・子育て両立支援の国の施策もあり、今後、保育サービス利用率の上昇は周辺自治体並みに若干鈍化することも予想されますが、市の保育サービスの利用率の上昇はしばらく継続するものと見込まれることから、ここでは以下の3通りのシナリオを想定して試算しました。

■保育サービスの利用見込み推計（独自試算）



シナリオ A	保育サービス利用率は本市の過去5年間（15.0ポイントイット）と同じ伸びを続けて90%で上限到達
シナリオ B	保育サービス利用率は多摩市部の過去5年間（9.9ポイントイット）と同じ伸びを続けて80%で上限到達
シナリオ C	保育サービス利用率は本市の過去5年間の伸びより10ポイント低い5.0ポイントイットの伸びを続けて70%で上限到達

今般の試算では、今後全国的には保育ニーズは量的な減少局面に入るものの、市を取り巻く人口動態を考慮すれば、いずれのシナリオにおいても向こう20年間にわたって保育ニーズは量的拡大が見込まれ、幼稚園から保育施設へのシフトが大きく進む可能性があります。従って、当面の待機児童対策についても対症療法的なものではなく、長期ビジョンの一環に位置づけられるべきであり、かかる長期的見通しについて既存・新規の保育事業者や教育関係者、市民、行政が共通の認識を持つことが重要とみられます。

施設の新設を基本とするハード面、延長保育や一時預かりに代表される多様な保育ニーズのソフト面、そして保育士確保等の人的資源といった様々な量的確保策について今後も引き続き取り組むことが必要であるとともに、保育を利用するすべての子どもの最善の利益を保障するため、保育の質の維持・向上に努めていくことも重要です。

今後、さらに保育施設数及び保育定員数の増加が進む中、これまで以上に保育の質の維持・向上に取り組んでいくことが、市に求められます。

4 保育の現状と課題

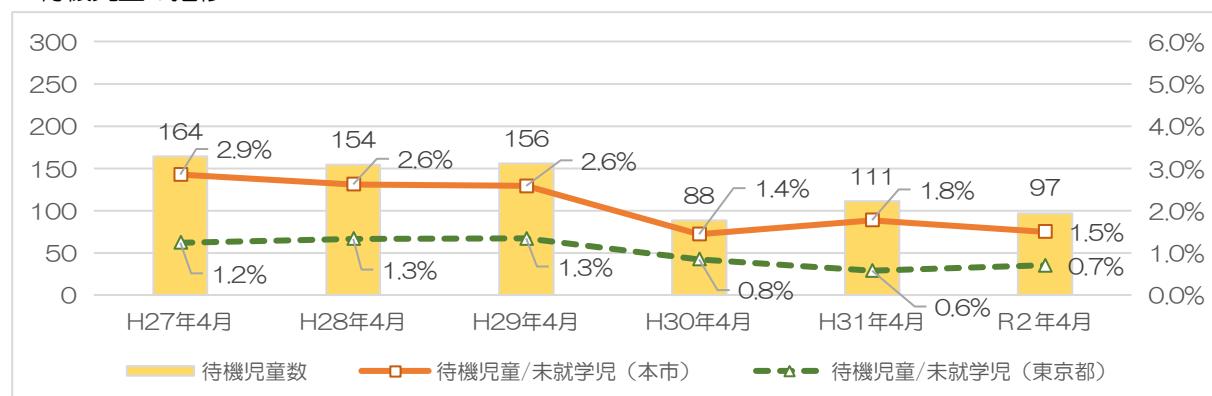
(1) 待機児童の状況

待機児童の解消に向けて、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井子ども・子育て支援事業計画）」に基づいた施設整備等の定員確保策が進められており、市の待機児童は、徐々に減少してきていますが、令和2年4月の待機児童数は97人で、未だ解消には至っていません。特に、平成31年4月には前年までの減少傾向から増加に転じています。増加要因としては、最近の保育サービス利用率の大幅な上昇及び子育て世代の流入（平成28年より転入超過）に対して、計画から開設まで約2年程度かかる保育所整備による供給体制が追い付いていなかったことが考えられます。過去5年間の増減でみると市の待機児童数は40.9%減少しており、待機児童率（就学前児童に占める待機児童の割合）は、1.4ポイント減少しています。本市の待機児童率は、東京都や多摩市部平均と比べると大幅に減少しているといえますが、相対的に高い水準となっています。

■待機児童の推移（東京都、多摩市部、小金井市）

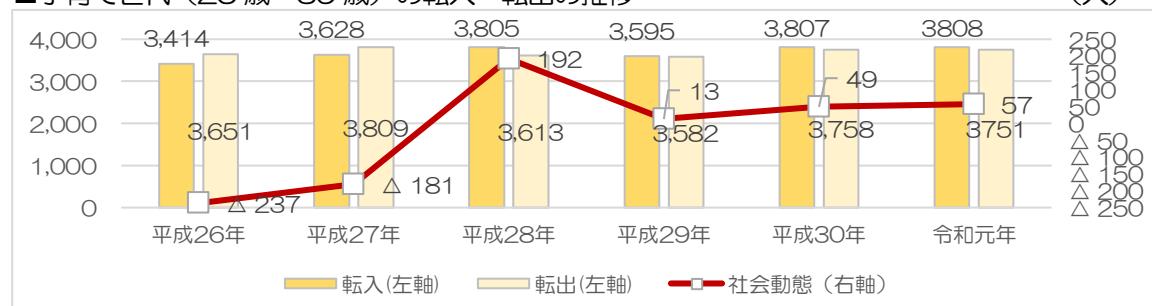
		H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	過去5年間増減
待機児童数	東京都	7,814人	8,466人	8,586人	5,414人	3,690人	2,343人	△70.0%
	多摩市部	2,792人	2,836人	2,900人	2,037人	1,644人	1,344人	△51.9%
	小金井市	164人	154人	156人	88人	111人	97人	△40.9%
待機児童率	東京都	1.2%	1.3%	1.3%	0.8%	0.6%	0.7%	△0.5ポイント
	多摩市部	1.4%	1.4%	1.5%	1.0%	0.8%	0.7%	△0.7ポイント
	小金井市	2.9%	2.6%	2.6%	1.4%	1.8%	1.5%	△1.4ポイント

■待機児童の推移



（資料）東京都保健福祉局 都内の保育サービスの状況について（平成31年4月）

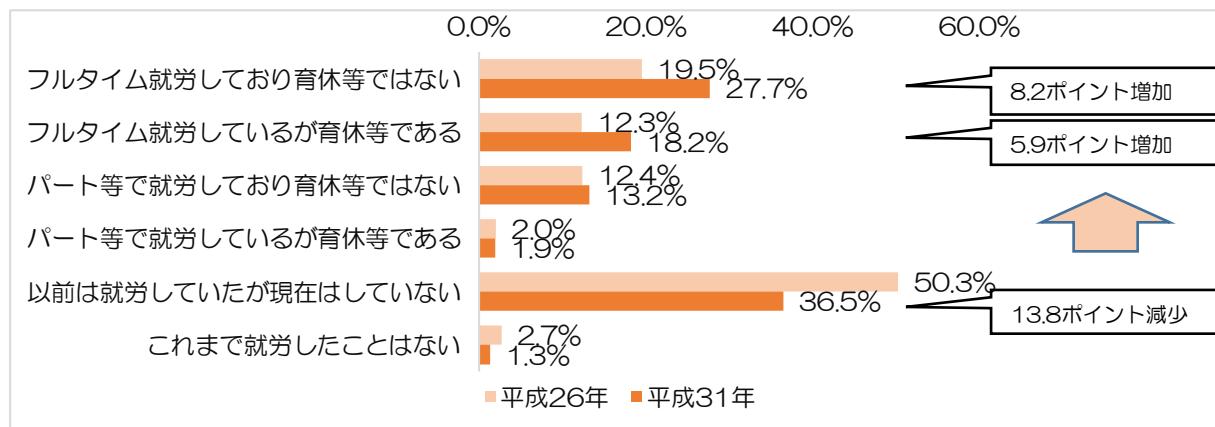
■子育て世代（25歳～39歳）の転入・転出の推移



（資料）住民基本台帳移動報告年報

「小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査（平成31年3月）（以下「ニーズ調査」という）」によると、育休中の方を含めたフルタイム就業者は5年前より14.1ポイント増加していますが、過去5年間で保育サービス利用率が15.0ポイント上昇していることと整合しており、今後も母親のフルタイム就業率の上昇に合わせて保育サービス利用率が上昇するものとみられます。なお、他の自治体を含めて統計的には母親の就労率と保育サービス利用率は、ほぼ1対1の相関関係にあることから、ここでは母親の就労状況のみを取り上げていますが、母親以外の保護者の就労、病気やけが、就職活動等さまざまな事由で家庭において必要な保育を受けることが困難である児童についても保育サービスを利用することができます。

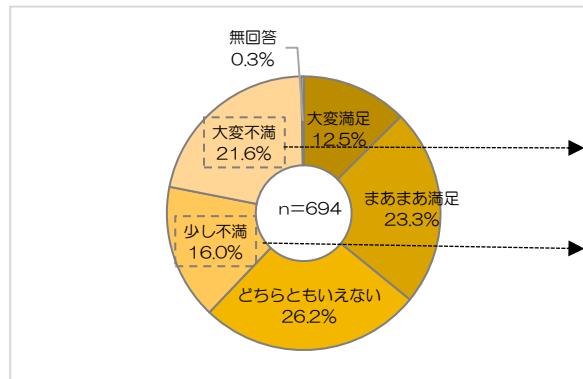
■本市就学前児童の母親の就労状況



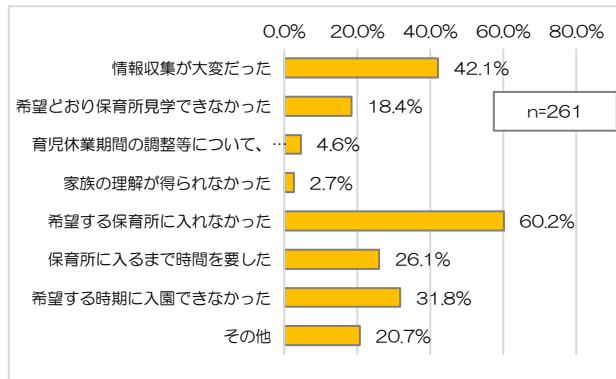
(資料) 小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査（平成31年3月）

ニーズ調査によると、子どもを保育所に入れるための活動と結果について、大変不満が21.6%、少し不満が16.0%となっており、不満の理由として約6割の保護者が「希望する保育所に入れなかつた」と回答しています。入所を希望する保護者が特定の保育所に集中していること、また、母親の就労率の更なる上昇を踏まえつつ、地域バランスを踏まえた立地の適正化等を考慮しながら引き続き定員確保策を推進していく必要があります。保育の量の確保については、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井子ども・子育て支援事業計画）」の中で、年度ごとに計画数を定めています。

■保育所に入れるための活動や結果



■不満だと思う理由



(資料) 小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査（平成31年3月）

(2) 保育の質の維持・向上

① 保育の質について

これまで市では、保育所に入所できない、いわゆる待機児童の解消を喫緊の課題として優先的に取り組み、保育需要の見込みに対するサービス量を確保するべく保育施設の増加及び多様化するニーズへの対応を進めてきましたが、今後は、保育の「量」とともに「質」の維持・向上についても、同様に取組む必要があります。

保育の質に関しては、認可保育所においては国の認可基準があり、また保育の内容については、認可・認可外にかかわらず国の「保育所保育指針」に則り、各施設の保育理念等に基づき保育を実践することで、保育の質の維持・向上が図られているところです。これらの基準に則り、運営されていることについては、東京都が実施する指導監査や、各施設が実施する第三者評価の結果の公表などによって、保育の質が客観的に担保される仕組みとなっています。

さらに近年、他自治体においては、保育施設の増加や、保育事業の多様化と実施主体の多元化が進む中、自治体全体の保育の質の維持・向上を図るため、「保育の質のガイドライン」を策定し、活用する取組が広がってきています。

市では、これまで「のびゆくこどもプラン 小金井」において、子どもの幸福と権利保障を第一に、子育ち、子育て支援を推進していくことを基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など多様な主体が連携して、子育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」でも、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の維持及び向上を図ることが必要である」としており、保育ニーズの増大、家族形態や就労状態の変容など多様化する地域の子育て家庭への対応など保育施設へ求められる役割もさらに大きくなっています。

保育所利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等の社会情勢の変化及び幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況から、国は「保育所保育指針」を平成30年度に改定しました。市では、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を目指してきましたが、子ども・子育て環境の変化や「保育所保育指針」の改正の動きを踏まえて、子どもの最善の利益の観点から、保育関係者をはじめとして保護者、市民、行政は、今後、さらなる保育の質の維持・向上に努めていく必要があります。

平成30年4月に提出された市の子ども・子育て会議における「「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」進捗状況に対する平成29年度評価について（報告）」において、保育者の待遇改善、専門性の向上、キャリア形成支援など、質の改善も図るとともに、保育の質の維持・向上のため、指導検査体制の充実が課題と指摘されています。

また、「とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価」及び「小金井市保育の質ガイドラインに関する簡易アンケート」の評価17項目（P17、P18を参照）を概観してみると、保護者アンケートで評価が最も低かったのは「外部の苦情窓口について伝えられているか」で、施設側にその認識が低いことによるものとみられます。次に低かった項目は、「保育時間の変更は保護者の状況に柔軟に対応されているか」、「子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか」となっており、保育士の非常に多忙な勤務状況や勤務体系を反映しているものとみられます。

国によると保育の質の観点で能力経験に応じた処遇改善が重要な要素とされており、実際に保育を実践する保育士の処遇が健全であることは、保育の質の維持・向上を図るうえで、密接に関係するものとなっています。

② 保育士の確保

各自治体が、待機児童解消のために保育所の整備を急速に進めた結果、保育士の確保は非常に厳しい状況となっています。特に首都圏においては極めて深刻な保育士不足の状況が続いており、今後もいっそうの不足が見込まれています。市において有効な保育士確保策の検討を行うとともに、自治体間での保育士確保に格差が生じないよう、国や都単位での広域的な取組としての保育士確保と、定着（離職防止）のため、よりいっそうの処遇改善策が望まれます。

■保育士募集にあたり利用した経路のうち効果の高かった採用経路

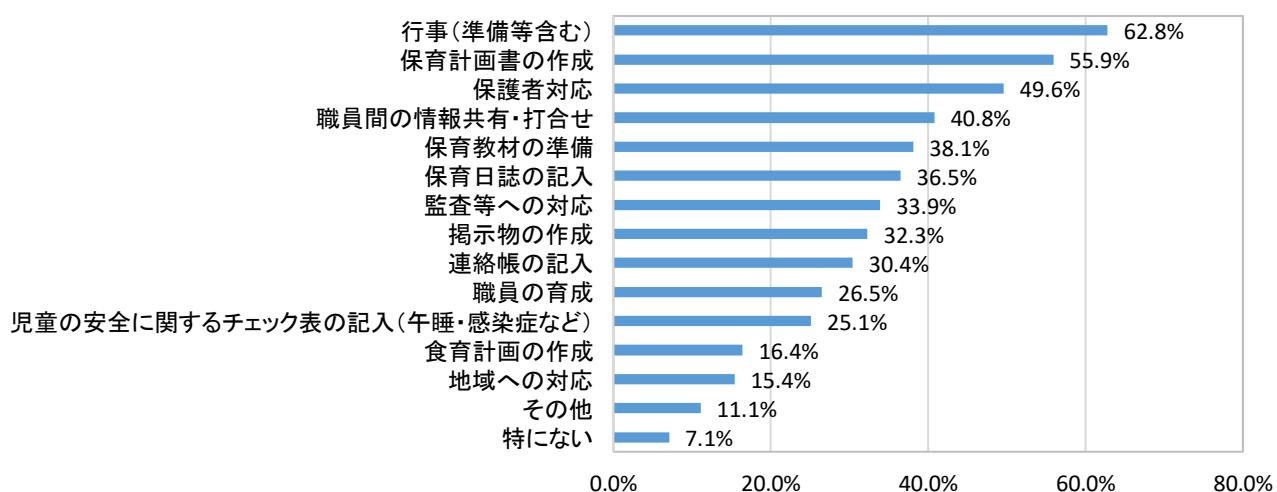
新卒者採用		中途者採用	
学校訪問（就職課等）	79%	ハローワーク	85%
資格取得実習受け入れ	72%	人材紹介会社	72%
養成校教員等の推薦	63%	新聞折込広告	51%
合同説明会参加・出展	59%	法人ホームページ	49%
学校訪問（説明会）	47%	職員からの紹介	46%

（資料）保育人材に関する施設アンケート調査（独立行政法人福祉医療機構）を基に算定

「厚生労働省の一般職業紹介状況（一般職業紹介状況（令和2年7月分））」によると、保育士の有効求人倍率は、令和2年7月で全国2.29倍（全産業平均1.05倍）に対し、東京都においては3.15倍と特段に高くなっています。また、保育士の離職率は全国で10.3%（全産業平均15.0%）となっています。

東京都の保育士の平均年収は3,686千円と全産業平均（6,126千円）の約6割に留まります。東京都が行った「保育士実態調査（以下のグラフ）」によると、保育士として負担に感じることについては、「行事」が62.8%と最も多く、次いで「保育計画書の作成」が55.9%となっているほか、「保護者対応」と「職員間の情報共有・打合せ」が4割を超えています。

■保育士として負担に感じること（複数回答）



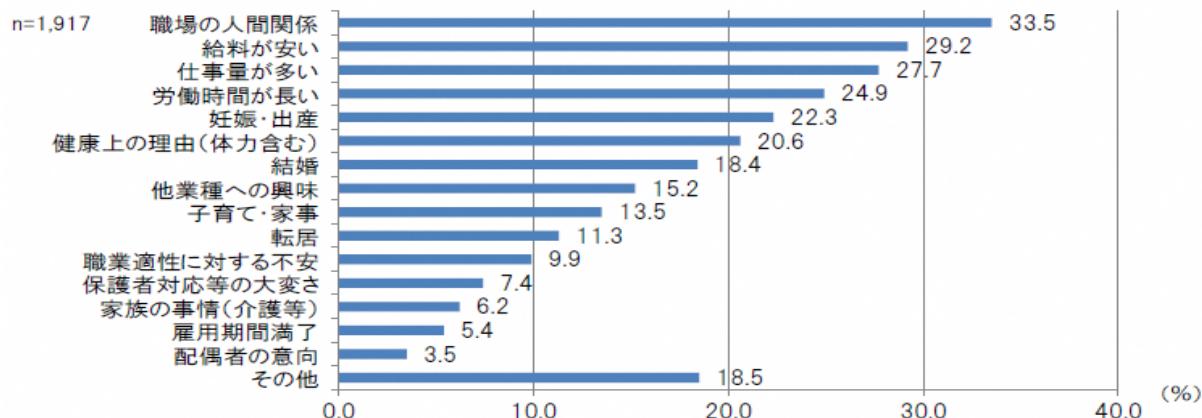
（資料）東京都保育士実態調査（平成30年8月）

「保育分野における人材不足の状況（厚生労働省）」によると、保育士資格を有するハローワーク求職者のうち約半数は、保育士としての就業を希望していません。また、保育士職への就業を希望しない理由で、就業継続に関する項目としては「責任の重さ・事故への不安」が最も多く、再就職に関する項目

としては「就業時間が希望と合わない」が最も多くなっています。人手不足の職場においては、一人当たりの責任が重くなり、事故の可能性も高まる傾向があるところ、負の循環を生じさないためにも、保育士の確保は最重要課題です。

同じく東京都保育士実態調査において保育士を辞めた方に対して理由を尋ねたところ、「職場の人間関係」が33.5%で最も多く、次いで「給料が安い」(29.2%)、「仕事量が多い」(27.7%)、「労働時間が長い」(24.9%)となっています。

■保育士を辞めた理由（複数回答）

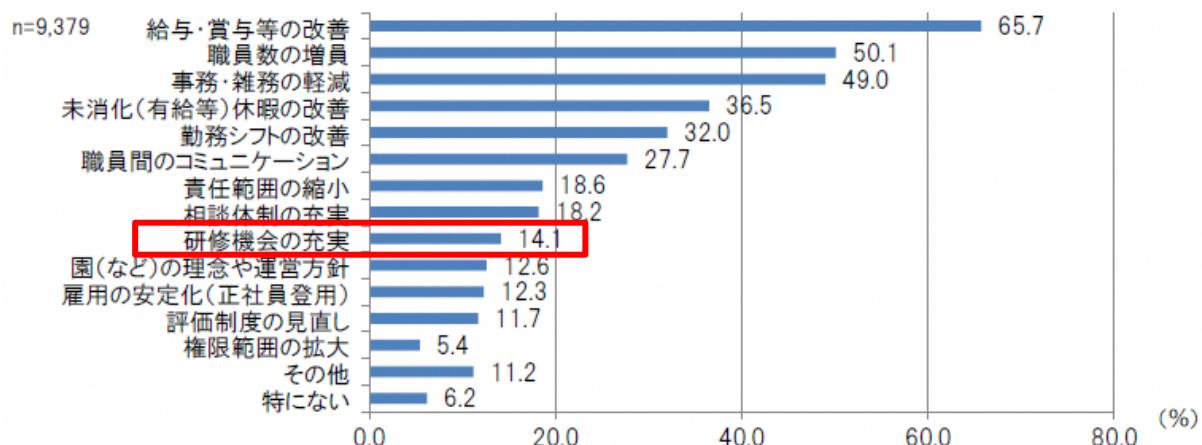


(資料) 東京都保育士実態調査(平成30年8月)

市の子ども・子育て会議(「「のびゆくこどもプラン 小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)」進捗状況に対する平成29年度評価について(報告)」)において、「公立・民間問わず保育士不足が問題となっていますが、保育の質の確保に留意しつつ、潜在保育士の掘り起こし等、実績につながるような保育士の確保方策を検討して欲しい」との意見もだされています。

市区町村単位で、保育士の確保方策を進めることは、自治体間で保育士を取り合うことが懸念されるため、一義的には、国や東京都における広域的な確保方策のさらなる展開が期待される一方、深刻な保育士不足を踏まえれば、市においても、保育の質の維持・向上のため、保育士の確保方策について検討していく必要があります。

■現在の職場への改善希望事項（複数回答）



(資料) 東京都保育士実態調査(平成30年8月)

東京都の保育士実態調査において、現在の職場への改善希望事項については、「給与・賞与等の改善」が65.7%で最も多く、次いで「職員数の増員」(50.1%)、「事務・雑務の軽減」(49.0%)など、雇用条件や就労状況に関する項目があげられています。「研修機会の充実」は14.1%となっており、保育の質の向上を図る上で必要不可欠な研修等による専門性向上の機会については、時間を十分にとることができない日常業務で多忙な就労環境が伺えます。

③ 市内保育施設等との連携・幼保小連携

市内には、認可保育所をはじめ、小規模保育所、認証をはじめとする認可外保育施設が点在しており、施設同士、保育者同士の交流・連携は、各施設または保育者個人に拠るところとなっています。特に、認可保育所における市立・私立間での交流や認可と小規模など、異なる施設区分間については、市として体系的な交流・連携の体制を構築できていないのが実情です。

また、子どもの学びや発達が円滑に接続していくための、幼稚園・認定こども園・保育施設と小学校の連携についても、各施設がそれぞれ独自に取組を行っている状況であり、市による体系的な連携の体制構築には至っていません。

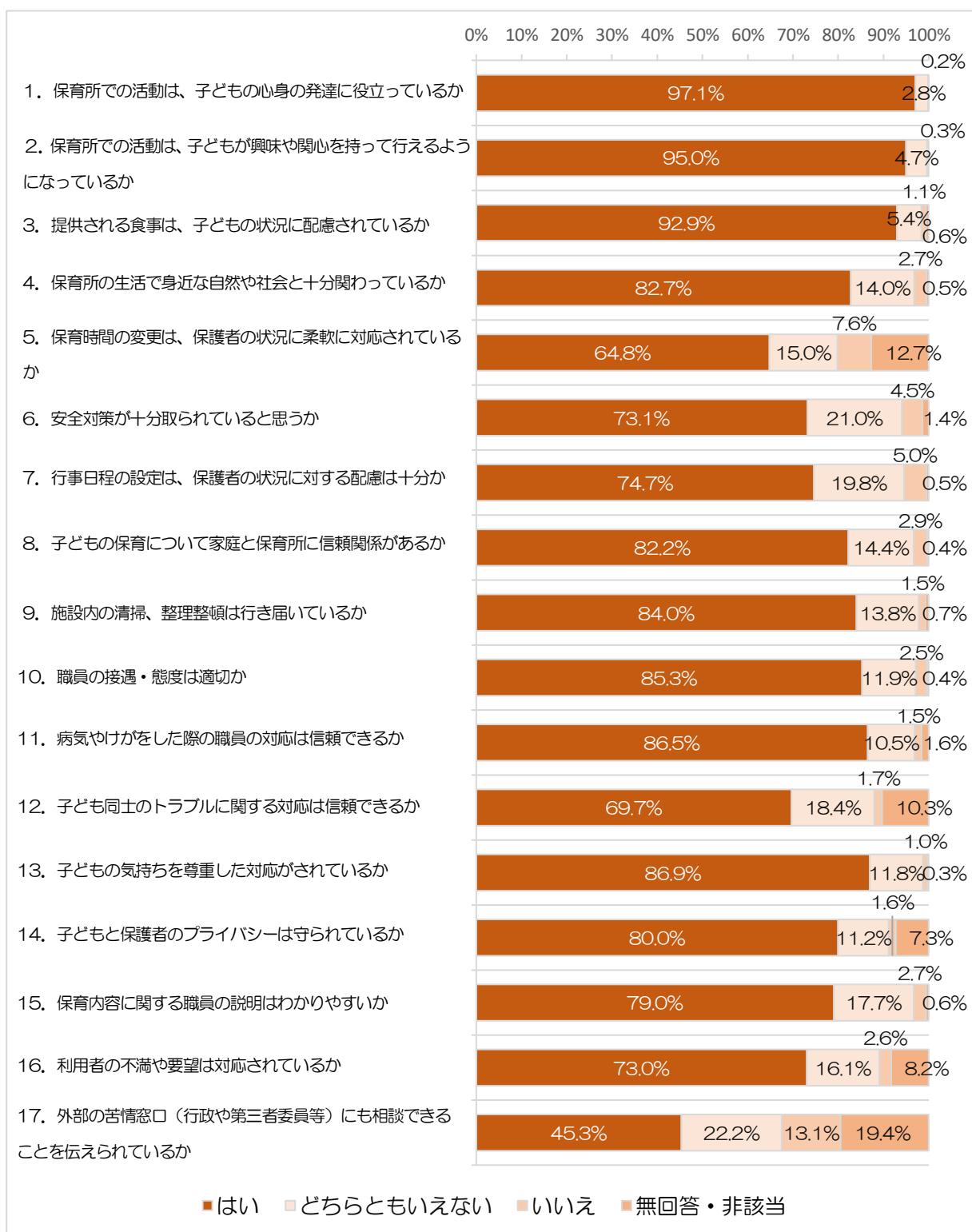
小金井市保育検討協議会がまとめた「今後的小金井市の保育行政の在り方に関する意見（平成27年12月）」では、「公私立の保育施設に対する市の係わり方のスタンス」について次のとおり意見が出されています。

今後、市の保育行政は、公立と私立、あるいは保育所と幼稚園という枠にとらわれず、利用する児童や保護者が求めるニーズに基づき、必要な支援やサービスを提供していくための体制作りを推進していく必要がある。さらに、公立保育所と私立保育所・保育施設のみならず、幼稚園や小学校、学童保育など、子どもにかかわるすべての機関や施設が相互に十分な情報交換・連携が図れるよう、ネットワークづくりを推進していくことも求められる。

そのため、担当課に保育の専門的知識を持つ職員を配置し、一定程度、継続的に市内のすべての保育施設への情報提供、指導監督の体制づくりも検討してほしい。また、「こどもプラン」に基づく各事業の進捗状況も隨時把握し、関係する会議体とも連携しつつ、市全体の保育の質的向上を図るための取り組みを充実させることも求めたい。

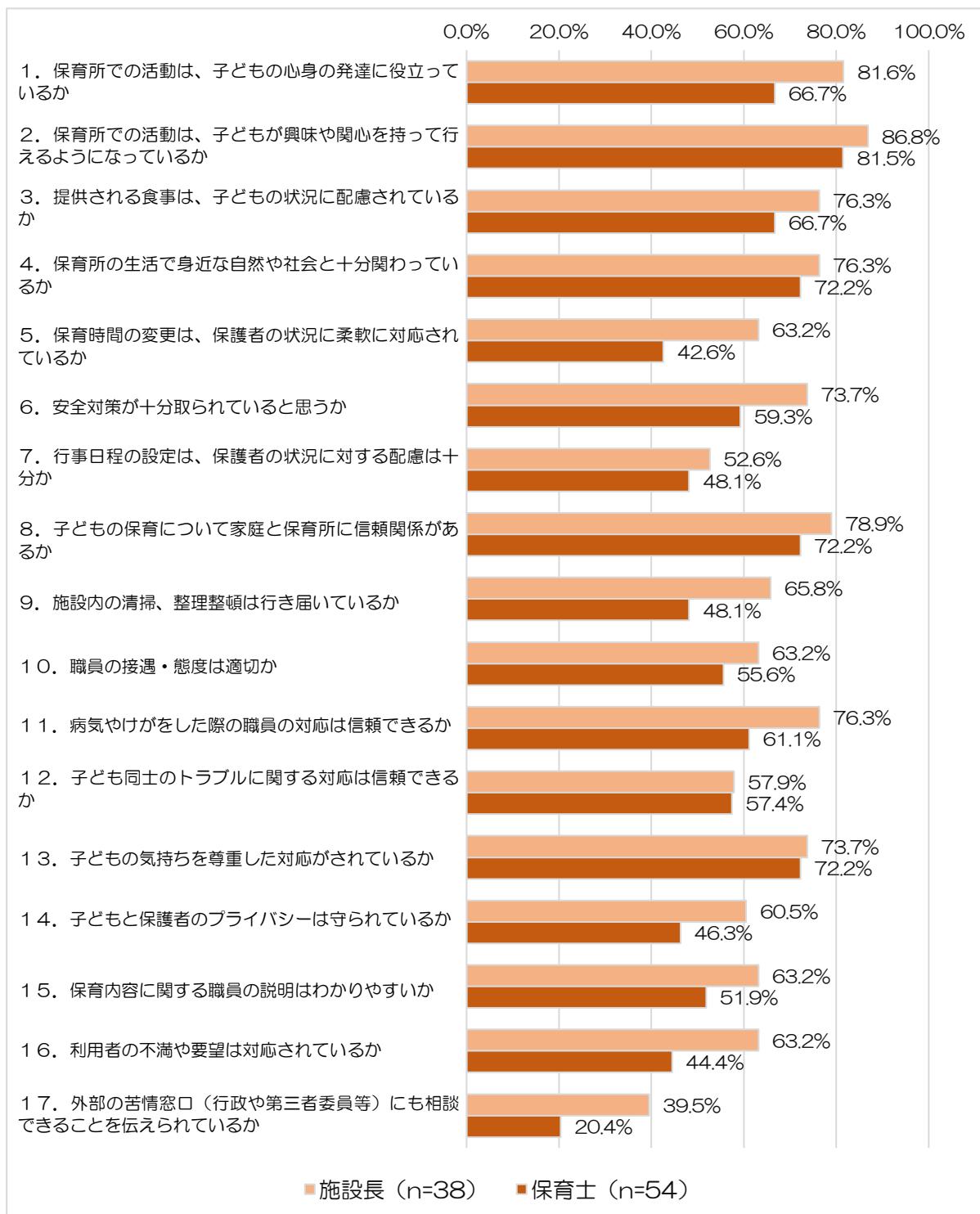
[「今後的小金井市の保育行政の在り方に関する意見（平成27年12月）」より抜粋]

■保育の質に関する保護者の評価（認可・認証・小規模保育所の合計）



(資料) 小金井市保育の質ガイドライン簡易アンケート（令和元年5月）、認可・認証保育所については「とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価 保護者アンケート調査」を集計

■施設長・保育士が特に力を入れている項目（複数回答）



（資料）小金井市保育の質ガイドライン簡易アンケート（令和元年5月）

(3) 多様な保育ニーズへの対応

少子高齢化や核家族化の進展と、就労形態の変化にともない、保育ニーズの多様化が進んでいます。

「今後的小金井市の保育行政の在り方に関する意見（小金井市保育検討協議会）」において、「多様なニーズ」とは、「心身の発達において特別な配慮が必要な子どもの支援」、「アレルギーのある子どもの保育」、「要保護児童・要支援家庭の支援」、「休日保育や一時預かり」、「病児・病後児保育」などとされ、これら「多様なニーズ」への対応状況について、市は予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言いがたい現状があると指摘されています。

一方、これら「多様なニーズ」に対応するためには、さらなる保育士確保が必要となることに加え、ニーズによっては、対応することにより保育士一人ひとりの負担増にもつながることにも配慮しながら、検討していく必要があります。

① 特別な配慮が必要な子どもの支援

近年、特別な配慮が必要な子どもの保育ニーズ（入所希望）が増加しています。平成28年3月に社会福祉法人日本保育協会がまとめた報告書によると、「障害児やいわゆる「気になる子」（障害の診断は受けていないが、障害の疑いが感じられる子どもや保育上の支援を要する子どもなど）の保育所での受け入れ状況は、全国の保育所の9割以上で受け入れが行われており、その割合は公営保育所の方が民営に比べてやや高い」という結果となっています。

市においては、令和元年度事務報告書によれば、令和2年3月現在、特別な配慮を行うための人員を配置したまでの受け入れ実績は、市立、私立合計で50人となっています。また、ニーズ調査にて、子ども・子育て支援に関して小金井市や地域で充実してほしいこと（3つまで選択）について伺ったところ、「虐待防止」や「経済的負担軽減」など様々な選択肢がある中、9.3%が「障がいや特別な配慮を必要とする子どもと家庭の支援」を選択していることからも、一定以上のニーズがあることがわかります。

しかしながら、必要となる特別な配慮は一様ではないことに加え、安全な保育を行うため、特別な配慮を行う保育士等を別途配置し対応する必要がある一方で、保育士不足により保育士が十分に確保できないことなどから、特別な配慮が必要な子どもの入所がなかなか進まないという課題があります。加えて、集団保育が可能であっても医療的ケアが必要となる子どもの入所希望も増えています。このようなニーズに対する受け入れ態勢の整備・確保も求められています。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる子どもの保育ニーズの増加も見込まれます。外国につながる子どもへの支援にあたっては、言語・宗教・文化など、日本との様々な違いがある中での支援となることから、今後、課題として顕在化することも見込まれます。

このように、必要となる特別な配慮が、より多様化、複合化していく中においても、安全で質の高い保育を行うことが求められています。

② アレルギーのある子どもの保育

「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和2年、東京都）」によると、これまでに何らかのアレルギーの症状があった児童は56.2%に上ります。うち食物アレルギーは21.0%、約5人に1人の割合となっています。また、同調査では、食物アレルギー疾患のある子どもは一貫して増加していることが分かります。

国の「保育所保育指針解説（平成31年2月）」では、食育の推進とともに、アレルギーへの対応について、「完全除去を基本として保育所全体で組織的に行う」ことや、「常に食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有していることが重要」であり、「アナフィラキシーショックへの対応

については、エピペン®の使用方法を含めて理解し、身に付けておく必要がある」などと記載されています。また、平成31年4月に改訂された国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」においても、食物アレルギーに関する記述が大幅に充実したものとなっています。

「小金井市保育の質のガイドライン簡易アンケート調査（令和元年5月）」によると、「提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか」の項目について、特に力を入れている施設長及び保育士が多く、保護者からの評価も高くなっています。国が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改定版）」等に基づき、給食・食育の面においても、安全で質の高い食の提供が求められます。

③ 要保護児童・要支援家庭の支援

わが国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は令和元年度には19万件を超え、5年前と比べ倍以上となっています。また、児童虐待により年間70～80人の子どもの命が失われています。国は、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すとしています。また、市においては、子ども家庭支援センターにおける令和元年度の児童虐待の相談延べ件数は999件で、当該相談にかかる要保護児童数（18歳未満）は123人となっています。

児童福祉施設である保育所においても、施設内の虐待防止は当然のこと、在園の要保護児童への支援とともに、保護者支援の一環として要保護児童の保護者への支援も求められます。

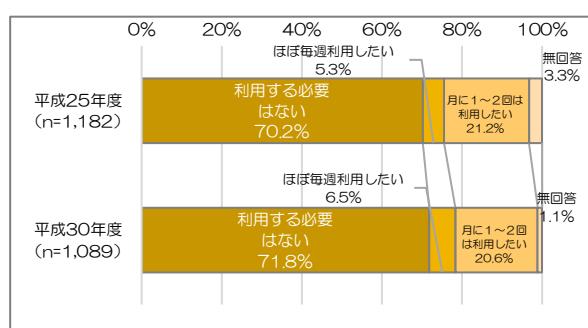
ニーズ調査において子ども・子育て支援に関して小金井市や地域で充実してほしいこと（3つまで選択）について伺ったところ、「家庭での子育ち、子育てが困難な場合のきめ細かな支援」を選択した割合は7.3%に上りました。

④ 休日保育や一時預かり等

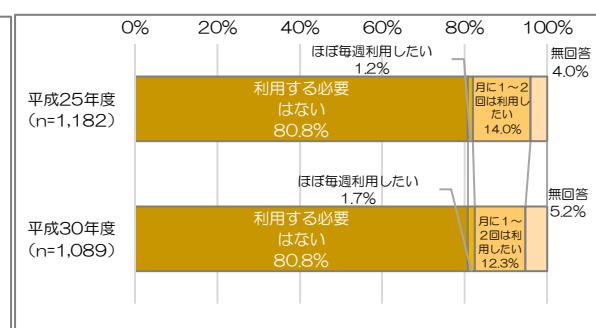
就労形態の変化にともない、多様な働き方が進む中、休日保育や延長保育、また預かり保育についてもさらなる対応が求められています。

ニーズ調査によると、土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望について、「月に1～2回は利用したい」は土曜日が20.6%、日曜日・祝日が12.3%、「ほぼ毎週利用したい」は土曜日が6.5%、日曜日・祝日が1.7%となり、土曜日については27.1%、日曜日・祝日については14.0%が利用希望となっています。

■定期的な教育保育の利用希望＜土曜日＞



■定期的な教育保育の利用希望＜休日＞



(資料) 小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査（平成31年3月）

「小金井市保育の質ガイドライン簡易アンケート調査（令和元年5月）」によると、「保育時間の変更是、保護者の状況に柔軟に対応されているか」の項目については、特に力を入れている保育士の割合が特に低くなっています。また、保護者からの評価も必ずしも高くありません。

急なニーズに対応している保育所もありますが、「小金井市保育の質ガイドライン簡易アンケート調査（保育者自由記述欄）」からは、保護者が求める柔軟な対応はなかなか難しい状況がうかがえます。女性の就労率がますます増え、かつ正社員での活躍の機会が増える傾向にある中、職場の子育て家庭への十分な配慮とともに、多様化する保育時間ニーズへの柔軟な対応が課題になっています。

■特定保育施設等（※）における各種保育事業の実施状況（令和2年4月現在）

		市立保育所 (5施設)	私立保育所 (28施設)	合計 (33施設)
延長保育	1時間	5施設(100%)	28施設(100%)	33施設(100%)
	2時間	—	13施設(46%)	13施設(39%)
	4時間	—	—	—
特別支援保育 (障がい児保育)		5施設(100%)	20施設(71%)	25施設(75%)
休日保育		—	—	—
年末保育		—	1施設(3%)	1施設(3%)
病児・病後児保育		—	1施設(3%)	1施設(3%)
一時預かり		5施設(100%)	8施設(28%)	13施設(39%)

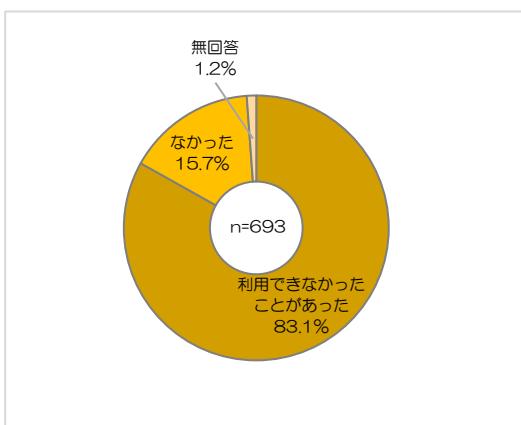
※ 特定保育施設等：市立認可保育所、私立認可保育所及び認定こども園。なお、認定こども園は私立保育所に含めて集計しています。

特定保育施設等における延長保育・特別支援保育・預かり保育について、近年の待機児童解消に向けた施設整備に伴い施設数が増える中、延長保育は33施設(100%)、特別支援保育(障がい児保育)は25施設(75%)にて実施をしている一方、預かり保育については13施設(39%)での実施にとどまっています。令和元年度における「保育所等での一時預かり」は、計画上の利用希望(量の見込み)数よりも多くの日数(人数)で実施しているところですが、その一方で、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声も寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、定期利用型に加え、私的、緊急一時預かりなども実施していますが、限られた提供体制の中、さらなる充実が求められています。今後の量の見込みについては、「のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井子ども・子育て支援事業計画)」の中で、年度毎に計画数を定めています。

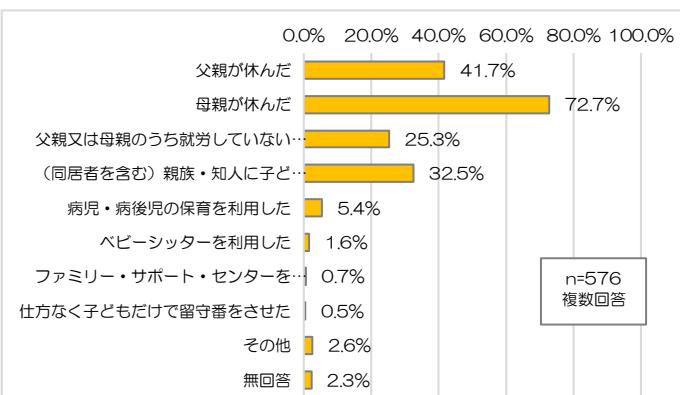
⑤ 病児保育・病後児保育

ニーズ調査によると、平日の定期的な教育・保育事業を利用している方でこの1年間に子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかつことのある保護者は83.1%に上り、その際の対処方法として「母親が休んだ」は72.7%、「父親が休んだ」は41.7%となっています。

■子どもの病気・ケガ時の事業利用



■その際の対処方法



(資料) 小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査（平成31年3月）

現在市内には、病児・病後児保育施設3か所（うち1か所は在園病児型（在園の子どものみを対象とした病児・病後児保育事業）、病後児のみを対応する病後児保育施設が1か所となっていますが、先のニーズ調査などからも、病児保育事業へのニーズは大変高く、引き続き整備が必要となっています。

病児保育・病後児保育事業の整備（量の確保）については、保育の量の確保同様、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井子ども・子育て支援事業計画）」の中で、年度ごとに計画数を定めています。

第3章

小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと

小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと

本ビジョンは、子どもの幸福と権利保障を第一として、保育を希望する家庭や子どもが等しく保育サービスを受けられ、健やかな成長ができるよう、保育の質の維持・向上に関して市全体で取り組むべき方向性を示すものです。

保育施設では日々、自己評価を通じて保育の質の向上が図られています。

保育は人、モノ、環境などさまざまな要素が絡み合って子ども一人ひとりを尊重して実践されているので、その質について一義的に定義をすることが簡単ではありません。このビジョンでは保育の質自体を定義するのではなく、ビジョン及び本市の質の向上の根本となる「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を以下のとおり定めました。

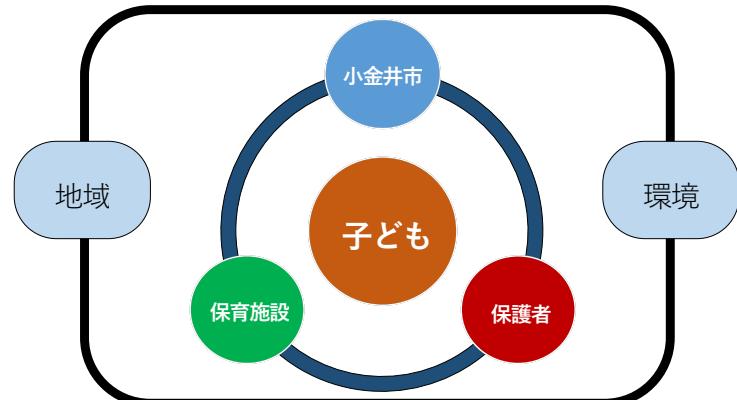
すべての子どもは、大切な存在として愛され、一人ひとりが持てる力を十分に発揮することで、健やかに育っていきます。そして、そのためには、子どもの幸福と権利の保障は、欠くことのできない基本的なことです。

小金井市は、子どもを中心として、保護者と地域とともに、子どもの育ちを後押しする責務を有し、すべての子どもが、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、質の高い安心できる保育をどこにおいても享受できるよう努めなければなりません。

すべての保育の機会において、豊かな育ちと発達が保障される環境を、将来にわたり実現するために、小金井市は、「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を定めます。

～小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと～

すべての子どもの最善の利益を保障し、
現在を最もよく生き、望ましい未来を
作り出す力の基礎を培います。
地域の自然や人々とつながる中で
多様な体験や仲間づくりを通して
質の高い保育を目指します。



第4章

保育の質のガイドライン

目 次

1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

2 ガイドラインの構成と活用方法

3 基本目標

4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

(1) 保育の内容

- ① 子どもの権利
- ② 保育環境
- ③ 保育内容
- ④ 1歳未満児
- ⑤ 1歳以上3歳未満児
- ⑥ 3歳以上児
- ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

(2) 健康及び安全

- ① 食育
- ② 健康
- ③ 安全管理
- ④ 災害への備え

(3) 子育て支援

- ① 保育施設を利用している保護者に対する子育て支援
- ② 地域の保護者等に対する子育て支援

(4) 保育者としての資質向上

5 保育の質の維持・向上に必要なこと

(1) 運営体制

(2) 保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携

【用語の定義】

「保育者」：保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など保育に関わる人を指します。

特定の施設に限定せず、市内の保育施設で保育に携わる人全体をさす場合に使用します。

＜例文＞「子どもたちが友達や**保育者**との食事中の会話を楽しみ、友達と一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。」

⇒市内で働く保育に関わる人全体に向けた言葉のため、「保育者」を使っています。

「職員」：それぞれの保育施設で働く人を指します。当該保育施設で働く人に限定する場合に使用します。

＜例文＞「各保育施設における給食方針や目標が計画され、計画に基づき**職員**同士が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。」

⇒各保育施設（特定の施設）において保育に関わる人に向けた言葉のため、「職員」を使っています。

1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

市においては、これまで国・都道府県・市町村の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育者の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各保育施設での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取組が始まっています。

市においても、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を策定し、小金井市における保育の指針として市内の保育施設に関わるすべての保育者・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

2 ガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、小金井市の保育の質の維持・向上のため、各保育施設・各保育者に大切にして欲しい基本的な考え方を記載したもので、「4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「5 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に保育施設や保育事業者に向けた内容としています。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、保育施設や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各保育施設・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはいかなどについても考えながら、日々の保育を行っていただくことを基本としています。

さらに、保育施設の中での職員同士の意見交換や話し合いなどの場において、ガイドラインに記載されていないが各保育施設での保育で当てはまるのではないか、また新たにできることはいかなど、ワークシートのように活用することで、保育施設内での保育の質の維持・向上を図ることを期待するものもあります。

本ガイドラインの活用にあたっては、各保育施設・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践に繋げるための検討に役立てていただくことを目指しています。

そして、これらを積み重ねていく中で、必要に応じ見直しを行います。

3 基本目標

わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益を ともに考え続け

尊重していきます

【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重し、心身をすこやかに育みます。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かで多様な環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にする豊かな人間性を育みます。

【保育者・保育施設と保護者のかかわり】

- 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子どもの生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

【地域・環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

～ ガイドラインの見方 ～

ここには、各保育施設・各保育者が守るべき「基本的な考え方」を記載しています。各保育施設・各保育者が、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対してできることについて考え、日々の保育の中でも常に念頭に置いて保育に当たってください。

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

【基本的な考え方】

子どもの権利は・・・

重要です。

具体的な行動の一例

子どもの権利について・・・

小金井市子どもの権利に関する条例を知り・・・

子どもの気持ちや意志を尊重し・・・

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

ここは、上段の「基本的な考え方」に基づく、「具体的な行動の一例」を挙げたもので、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各保育施設・各保育者は、ここの一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」に沿った保育とはどのようなものか、今、行っていることでここに該当することは何かなどについて考え、話し合ってください。

4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

【基本的な考え方】

子どもの権利は、すべての子どもがかけがえのない一人の人間として尊重されるための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人ひとりの最善の利益を保障し、子どもの特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

市では子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子どもが学び育つ施設の一つである保育施設においても、この条例も十分踏まえた対応を行っていくことが重要です。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っていく事が重要です。

具体的な行動の一例

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

「小金井市子どもの権利に関する条例」を知り、育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障について、職員全体で確認し、実践する。

子どもの気持ちや意志を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等を真剣に受け止める。

子どもの羞恥心に配慮して関わりを持つなど、一人の人間としての人格を尊重する。

不必要的声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊重する。

子どもに対して不適切な対応を行っていないか、日常的に振り返る時間を持つ。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

★小金井市子どもの権利に関する条例について★

条例では、第7条から第11条において、特に大切な権利として保障されなければならない5つの「子どもにとって大切な権利」(以下)を定めています。

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに育つ権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

また、第13条において、「育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障」として、子どもがまなび育つ施設の関係者が取り組むべき項目を掲げています。

② 保育環境

【基本的な考え方】

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。環境の整備・再構築にあたっては、子どもが主体的に関わることができ、豊かで応答性のある環境にしていくことに加え、子どもが経験したことの意味を振り返り、活動の流れや子どもの心の動きに即して、よりよい環境に再構築していくことが、より重要となります。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子どもにとっては、保育者や他の子どもなどの環境も保育環境に含まれることを十分理解し、子ども同士や保育者との関係はもちろん、地域の人々との関わりなど、様々な人と関わることのできる環境を整えることも大切です。

具体的な行動の一例

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具（食具・はさみなど）や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることのできる取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

③ 保育内容

【基本的な考え方】

保育を行うにあたっては、各保育施設の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達の状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助することも重要です。

具体的な行動の一例

日々の保育は計画に基づいて行うが、子どもの姿に応じて柔軟に展開する。

子どもの生活のリズムを大切にし、健康や安全が守られ、安心感をもちながら落ち着いて過ごせるよう、適切に援助を行う。

子どもの国籍や文化の違いを認め、また、子どもの個人差、発達の差を踏まえて、一人ひとりが違っていて当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

保育施設での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握する。

子どもが生活や遊びの中で直面するちょっとした困り感に気付き、その子にあった援助を行うことで、子ども自らが成長・発達していくことを支える。

保育は「子どものため」のものであることを認識し、養護と教育が一体となるよう常に子どもを中心とした保育を展開する。

小学校以降の子どもの発達を見通しながら、乳幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

④ 1歳未満児

【基本的な考え方】

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になります。特にこの時期の保育では特定の保育者との密接な関わりが重要であり、保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に興味を広げていきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらい及び内容として、身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点が示されています。

生涯にわたって生きる力の基礎を培うために特に大切なこの時期は、上記の3つの視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

具体的な行動の一例

一人ひとりの発達過程を踏まえ、子どもの個人差や興味、関心に沿った援助を行う。

室内、戸外でさまざまな遊びをとおして身体を動かし健康な心と身体を育てる取組を行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や啞語への応答や、肌のふれあいの温かさや心地よさを実感できるやり取りをとおして、特定の大人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

生活や遊びの中で自然物（虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など）を含む様々なものについて、「見る」「触れる」「探索する」など、体の諸感覚の発達を豊かにする取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

⑤ 1歳以上3歳未満児

【基本的な考え方】

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が発現し、主張や要求を貫きたいという自分の気持ちが、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育者に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気付き、社会性の芽生えを育んでいきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが自分なりにやってみようとする姿を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。また、情緒的な絆を深められるようできるだけ特定の保育者が子どもとゆったりとした関わりをもつことも求められています。保育施設において子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動のあり方は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。3歳未満児は、クラスの人数にかかわらず少人数での保育を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせた保育の形態や方法の工夫が求められます。

具体的な行動の一例

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、子どもが自分なりに考え、自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごすことができるよう配慮する。

保育者が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮を行い、子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

⑥ 3歳以上児

【基本的な考え方】

この時期は、基本的な生活習慣が自立し、理解する語彙数が増加し、知的興味や関心も高まってくることに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取組を通して友達の良いところに気付き、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、一人ひとりの状況に応じて個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

具体的な行動の一例

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいくように、声かけや働きかけを行う。

多様な経験を重ねていく中で達成感や満足感を味わうことが出来るよう援助を行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

行事など特定の表現活動に偏るのではなく、毎日の生活や遊びの中で、心を動かされ自由に表現できるような環境を整える。

自己表現が豊かになっていく過程と共に楽しみ、さらに子ども同士の中で広がっていくよう工夫と援助をする。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

【基本的な考え方】

一人ひとりが求める配慮はそれぞれ異なり、多様であるため、その子どもにとつて必要なことは何なのかを子どもの立場に立って考え、支援することが必要です。

保育にあたっては、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築きながら、子どもの発達状況や心身の状況を把握し、その子どもにあった配慮や支援を行います。また、その子どもだけでなく周りの子どもたちに対しても、いろいろな育ちがあり、ともに成長し社会で生活していく仲間であるという気持ちが育つよう、援助を行います。

保育者一人ひとりが、子どもの発達や文化の違い、経験の個人差等に留意した支援を行うために必要な知識や技術の習得に努め、職員全体で情報を共有するとともに、必要に応じて専門機関とも連携をとり、支援体制の充実を図ることも重要です。

具体的な行動の一例

個別配慮をしながらクラスの仲間と散歩へ行ったり、それぞれが楽しく生活できるように工夫する。

専門家のアドバイスをもらい、職員で共有することで、全体のスキルアップに努め、支援体制の充実につなげる。

他機関との連携をとりながら本人が生活していく中で困ることがないように成長発達を支援する。

子育てに困難や不安、負担感を抱いている保護者の気持ちに寄り添い、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 健康及び安全

① 食育

【基本的な考え方】

保育施設における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。毎日の生活体験を積み重ねる中で、適切な食生活と食習慣、食の楽しさ、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜び、食材や調理する人への感謝の気持ちや命の大切さを学びます。

また、乳幼児期にふさわしい食生活が展開されるとともに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で食に関する取組が進められるよう、食育計画の作成・評価及び改善を行うことも重要です。

具体的な行動の一例

食事のときは、子どもの気持ちに寄り添い、無理やり食べさせるようなことはしないよう、支援を行う。

子どもたちが友だちや保育者との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、献立の趣旨にかなった適切な温度で給食を提供する。

食事するタイミング（いただきます・ごちそうさま）は、無理に全員同じタイミングに統一せず、年齢や発達の状況等、子どもの状態に配慮し、個々の子どもの生活リズムに合わせたタイミングで行う。

各保育施設における給食方針や目標が計画され、計画に基づき職員同士が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

② 健康

【基本的な考え方】

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。子どもの状態・発育・発達状況について定期的・継続的に、また必要に応じて隨時把握し、子どもの心身の状態に応じた保育を行います。

子どもが自らの体や健康に関心が持てるよう、手洗いなどの清潔習慣が楽しく身につくよう援助を行います。

また、保護者からの情報や、登園時や保育中の子どもの状況を観察し、何らかの疾病や不適切な養育の兆候等が無いかに注意を払い、何らかの兆候が見られる場合は、必要に応じて嘱託医や保護者、関係機関と連携を取り、適切に対応を行います。

具体的な行動の一例

定期的な健康診断に加え、日々の子どもの心身の状態の観察や保護者から情報提供により、子どもの状態をきめ細やかに確認する。

子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康な身体づくりに取り組むよう支援を行う。

保育中、子どもの異常が発見されたら、保護者に連絡するとともに嘱託医、かかりつけ医に相談して、適切な処置を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

③ 安全管理

【基本的な考え方】

保育者には、子どもの心身の健やかな育ちを支援する為に、衛生的で快適な環境を整えるとともに、安全な環境を整備していく責任があります。

保育施設における事故のリスクは、大きく、「子どもの持つリスク」・「保育者の持つリスク」・「施設・設備の持つリスク」の3つに分けられます。事故発生の頻度を抑えるためにも、子どもの発達の特性と事故の関わりを理解し、3つのリスクを低くすることが重要です。

特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを理解し、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図ることが求められます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、これまで以上に感染症の予防・拡大防止のための取組を積極的に行うことが必要です。

具体的な行動の一例

遊具の安全点検や保育環境の点検を定期的に行うとともに、必要に応じ改善を行う。

外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練を行う。

保育者の衛生知識の向上に取り組むとともに、衛生管理に関する対応手順の周知徹底を定期的に行う。

食物アレルギーに関する最新の知識を全職員で共有する。また、誤飲した場合の対応方法についても職員間で共有し、訓練を行う。

「保育所における感染症対策ガイドライン」など、国や関係機関から発出される通知や指針、各保育施設で作成するマニュアル等の内容について、職員間で共有する。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

④ 災害への備え

【基本的な考え方】

火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要があります。

実際に災害が発生した際に、保護者等への連絡や子どもの引き渡しを円滑に行うために、日ごろから保護者との情報共有に努めるとともに、地域や関係機関とも連携を行い、発災時には協力が得られるよう備えておくことも重要です。

具体的な行動の一例

防火設備・避難経路等の安全性が確保されるように、定期的に安全点検を行い、職員全体で共有する。

災害時を想定して、定期的に避難、消火、引き取り訓練を計画に沿って行う。

地域や関係機関との連携を図り、協力が得られるように努める。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(3) 子育て支援

① 保育施設を利用している保護者に対する子育て支援

【基本的な考え方】

子どもの健やかな育ちを実現できるよう、また保護者が安心して働き続けることができるよう、保育者が専門性を生かして子育て家庭の支援を行います。

保護者の置かれている状況や思いを受け止め、子どもの日々の状況を細かに伝える事で、共に子どもの成長を喜び、保護者が子育てへの自信や意欲を高めることができます。子どもの育ちと子育てを支援していく事が大切です。その際、子育てで保護者が孤立することがないよう、保護者への支援という一方向の視点ではなく、保育施設と保護者が一緒になってその子を育てていることを保護者と共有することも必要です。

具体的な行動の一例

保護者との相互理解のために、保護者が日々の保育の意図や保育のねらいを理解できるように説明を行う。

連絡ノートや面談を通して、保護者の気持ちや子育て等の悩みを聞く。

専門的な知識を生かして保護者の状況に寄り添い、必要な支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

② 地域の保護者等に対する子育て支援

【基本的な考え方】

地域に開かれた保育施設として、保育施設に在籍していない子育て家庭にも保育に支障がない限りにおいて施設や園庭等を開放し、交流の場を設定するなど、地域の保護者等に対して専門性を生かした子育て支援を行うよう努める必要があります。また、地域や関係機関等と連携を図り、子どもを中心として地域全体で子育てを行うための環境づくりに努めることが重要です。

具体的な行動の一例

子育て支援の取組として、地域住民との交流の機会などを保育施設の実情に応じて設けるなど、地域と連携・交流を行う。

施設や園庭等の開放、また子育て相談やミニ講演会の実施など、保育施設の実情に応じて地域の子育て家庭に対する支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(4) 保育者としての資質向上

【基本的な考え方】

子どもたちに向き合い、子どもを中心として質の高い保育を継続的に展開するためには、保育者一人ひとりが自らの実践を振り返り、成果や課題をしっかりと自覚するとともに、自ら目標を立て、様々な研修等の機会を通じて専門性を高め、必要な知識や技能の取得に努めることが大切です。

多忙な日々の保育の中でも、子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うために、自ら進んでスキルアップを重ねていくことはとても重要です。

具体的な行動の一例

保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かすとともに、向上心を持って保育に取り組む。

倫理観、人間性、保育者としての責任の自覚を基盤として、保育に従事する。

研修の機会をとらえてスキルアップをし、職員間で伝え合い共有する。

保育施設内の職員間において、日常的に指導や助言をして支え合っていく関係をつくり、それぞれの経験を踏まえてお互いの専門性を高め合う。

本ガイドラインの内容を理解し、保育施設での職員同士の意見交換や話し合いなどの場においても積極的に活用し、保育の質の維持・向上を図る。

自分自身の健康管理に注意を払う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

5 保育の質の維持・向上に必要なこと

保育の質の維持・向上のためには、保育者個人が取り組むべきことは多々あります
が、それと同時に、保育事業者においても、取組が必要です。

これまで、主に保育者個人が取り組むべきことを記載してきましたが、ここでは、
主に保育事業者において取り組むべき基本的な事柄を記載します。

(1) 運営体制

【基本的な考え方】

保育者が安心して保育に従事し、常により良い保育に向かって取り組む姿勢を支
えるためには、保育施設の経営が健全に行われていることが不可欠です。

このためには、十分な職員配置はもちろん、適切な広さや設備、子どもや保育者
の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具・玩具等の整備・充
実には保育者の意見を反映し、子どものための保育を展開する保育環境が整えられ
るよう、保育に必要な経費が確保されている必要があります。

また、各保育者がそれぞれの職位や職務内容等に応じて必要な知識や技能を身に
付けられるよう、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、保育者の勤務体
制の工夫等により、保育者が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られ
るよう努める必要があります。

さらに、保育施設を適正に運営していくために、保護者等からの意見や要望に誠
実に対応し、保護者等との相互理解を図り、信頼関係を築いていくことが重要です。

具体的な行動の一例

保育事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。

保育者が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間など）が
整備されている。

保育者の経験年数や年齢等について、均衡のとれるような体制に配慮している。

保育者が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた
研修体制が整えられている。

保育者が、日々の保育に、向上心を持って取り組むことができる環境を整える。

保育者が、研修に参加できる機会を整えるとともに、その結果を保育者間で伝え合い共有する
機会を設ける。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携

【基本的な考え方】

保育の質の向上のためには、行政、保育施設、保護者、地域住民、地域の関連施設等が充分に連携をとり、一人ひとりの子どもの生活全体について互いに理解を深めることが必要です。

保育施設及び保育者は、社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点を持ち、保護者や学校をはじめとする地域の関係機関等と積極的に情報交換や連携を行い、地域に根ざした保育施設の運営を行うことが求められます。

子どもたちが地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流するなど、保育施設外においても豊かな体験を得る機会を得るために、保育施設及び保育者は日ごろから身近な地域社会の実情を把握することが重要です。また、地域から子どもや保育について理解や親しみをもって見守られるために、保育施設の存在やその役割が地域に認知されるよう努めることも求められます。

具体的な行動の一例

社会全体で子どもの育ちを支援するという視点を持ち、必要に応じて保護者や地域の関係機関等と情報交換を行っている。

地域の実情を理解するための取組を行っている。

保護者や地域の関係機関等に、保育施設の存在や役割について理解を求めるための取組を行っている。

地域に開かれた社会資源として、次世代育成支援（職場体験、ボランティア、インターンシップ、実習生の受け入れ）や、世代間交流（高齢者施設との交流等）を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

SUKOYAKA HOIKU VISION



第5章

今後の施策の方向性

1 保育の質の維持・向上に向けて

保育の質の維持・向上に当たっては、各現場で目の前の実際の子どもの姿をもとに、保育実践をより良いものにしていく取組が日常的・継続的に行われることが重要です。

市は、子どもの最善の利益を保障するため、保育現場の保育者一人ひとりの自らの資質や専門性の向上を図る取組を支援するとともに、市として次の取組を推進することで、地域全体の保育の質の維持・向上を図ります。

（1）保育の質のガイドラインの活用

認可保育所をはじめ、市内のあらゆる保育現場において保育者の一人ひとりが、本ビジョンの第4章において示した「保育の質のガイドライン」を保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みと理解し、各保育施設の職員間で共有・活用することで、日々の保育における保育の質の向上を図ります。

市は、保育サービスの維持・向上に責任のある立場として、この保育の質のガイドラインに基づき、保育施設との連携を密にし、保育の質の維持・向上を目指し必要な支援を行います。また、市が中心となってガイドラインの活用に関する研修会を実施し、各保育施設でのガイドラインの活用を推進するとともに、市内保育施設における保育の質を確保するツールとして広く市民に対して公開することとします。

（2）保育者の研修

市は、市全体の保育の質・専門性の向上を図るために、保育者に必要な研修会や学習会への参加の機会の確保に努めるよう各保育施設に働きかけます。また、保育の質・専門性の向上の取組が各保育施設または保育者個人に拵ることになっている現状を踏まえ、市が主体となった研修会の開催など、市内の保育者の資質の向上や保育実践上のノウハウやスキルの共有化につなげていきます。

（3）各種評価の実施

福祉サービス第三者評価の受審費用の助成を継続し、外部評価の受審を促します。これにより、統一的な基準による客観的な評価を受け、その評価結果を保護者にも積極的に公表することで、各保育施設での保育の質の維持・向上を促進します。

また、国の「保育所における自己評価ガイドライン」の積極的な活用を推進します。

（4）保育士の確保

保育の質の維持・向上において、重要な保育士の確保については、市として、国や東京都が実施する保育士等待遇改善施策等について最大限活用を図るほか、東京都社会福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。

また、就職フェア等東京都が行うその他保育士確保事業に積極的に参加・協力を行うほか、市においても、いっそうの保育士確保策・離職防止策を検討していきます。

（5）保育分野におけるネットワークづくり

すでに開催している民間保育園園長連絡会に加え、保育の質のさらなる向上を図るため、各保育施設における保育の現状や課題、また課題解決に向けた取り組みについて、施設同士だけでなく、主任保育士など現場の保育者が共有・情報交換を行うことのできる場の構築について検討します。

また、互いに質の向上を図るために施設同士や保育者同士をつなぐとともに、日々の保育の中で保育者が直面する困り感や課題の解消に向けて、同じ立場で考え、サポートを行う「(仮称)巡回保育支援チーム」の設置について、他の支援施策との整合を図りながら、メンバー構成を含めて検討していきます。

さらに、「(仮称)巡回保育支援チーム」を含めた保育者全体の専門性の向上を図るため、「(仮称)幼児教育・保育アドバイザー」の設置等、さらなる体制整備を検討し推進します。

(6) 幼保小の連携

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育施設と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育施設、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、教育委員会と連携して幼保小連携を推進していきます。

2 多様な保育ニーズへの対応

多様な保育ニーズへの対応については、市民から特に期待が大きくなっています。

しかしながら、「今後的小金井市の保育行政の在り方に関する意見（小金井市保育検討協議会）」においても、「多様なニーズ」として掲げられている一方で、市は予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言いがたい現状があると指摘されています。

これら多様なニーズに対応するため、市として次の取組を推進します。

（1）特別な配慮が必要な子どもの支援

特別な配慮が必要な子どもへの支援及び保育所への受け入れにあたっては、その子どもに対する支援等の内容を踏まえつつ、市全体での受け入れ枠の拡充に努めます。

また、発達上、特別な配慮が必要な子どもへの支援にかかる保育者のスキルを高めるため、小金井市児童発達支援センター「きらり」による巡回相談（「きらきらサポート」）の充実に努めます。

医療的ケア児についても、関係機関との連携・協力を図りながら、受け入れ態勢の整備に努めます。

（2）アレルギーのある子どもの保育

国が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改定版）」等も参考に十分な対策につき各保育施設に働きかけを行うとともに、アレルギー疾患に関する普及啓発を行い、保育施設における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。

（3）要保護児童・要支援家庭の支援

児童福祉施設である保育所の責務において、要保護児童及び要支援家庭に対する施設内での日々の支援を行うほか、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とも連携・協力し、各施設での支援の充実に努めます。

また、市は、子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの最善の利益を考えて要保護児童・要支援家庭への支援を進めています。

（4）延長保育・休日保育や一時預かり

延長保育時間のさらなる延長や休日保育の実施について、さらなるニーズ把握に努め、社会の情勢に合わせて実施を検討します。

また、一時預かり事業については、引き続きニーズ把握に努め、さらなる充実に努めます。

（5）病児保育・病後児保育

病児保育・病後児保育事業の整備（量の確保）については、保育の量の確保同様、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井子ども・子育て支援事業計画）」の中で定めた計画数に沿って適正な実施に努めます。

3 保育施策の実現に向けた取組

保育施設での保育においては、子どもを権利の主体として位置づける児童福祉の理念のもと、子ども一人ひとりについて、その人格を尊重し、生活や遊びを通して健やかで豊かな育ちを支え促していくことが求められており、各保育施設においては、第2章で取り上げた「保育所保育指針」を共通の基盤しながら、各々の保育の理念や方針等に基づき、子どもの実態や家庭・地域の実情に即して保育が行われています。

一方で、保育の改善・充実の取組を進めていくには、市立や私立、認可や認可外等の区別なく、市内すべての保育施設において共通して取り組むべき今後の課題について共通理解を図るとともに、保護者や地域住民をはじめ、多様な関係者とも共有し、連携することが必要となります。

これらのことと踏まえつつ、子どもの最善の利益を保障するために、第3章に掲げる「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を目指し、実現していくためには、市が行政機関としての役割を十分に果たしていくことが不可欠となります。

●小金井市が果たすべき役割

- ① 保育の実施主体との立場から、必要な保育サービスの量の確保はもとより、子どもの最善の利益を保障するために、率先して市内の保育の質の維持・向上を図ること。
- ② 本ビジョンの実現・推進に向けて、必要な予算の確保や体制の整備等に努めること。
- ③ 本ビジョンについて、社会情勢の変化等も踏まえながら、必要に応じて、見直しを行うこと。
- ④ 市全体の保育の充実及び質の維持・向上に資する新たな施策や事業の実現に積極的に取り組むこと。

SUKOYAKA HOIKU VISION



資料編

資料1 小金井市保育計画策定委員会設置要綱

資料2 小金井市保育計画策定委員名簿

資料3 「小金井市すこやか保育ビジョン」策定経過

資料4 小金井市子どもの権利に関する条例

※「小金井市すこやか保育ビジョン」は、当初、「(仮称) 保育計画」という名称で策定が開始されたため、策定委員会の名称も「小金井市保育計画策定委員会」となっています。

その後、より内容に沿った名称に変更することとし、第23回策定委員会において、「子どもたちが保育園で健やかに育つように」という願いを込め、名称を「小金井市すこやか保育ビジョン」に変更することと決定しました。

資料1 「小金井市保育計画策定委員会設置要綱」

平成30年12月27日

要綱第121号

(設置)

第1条 保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質のガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みをいう。）を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すため、（仮称）小金井市保育計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、関係団体等から多様な意見を聴取し、検討等を行うため、小金井市保育計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 保育施策として取り組むべき方向性の検討等に関すること。
- (3) 保育の質の維持・向上に関すること。
- (4) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼する委員13人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 民間認可保育所施設長等 2人以内
- (3) 認証保育所施設長等 1人以内
- (4) 関係団体代表者等 1人以内
- (5) 小金井市立保育園を利用する保護者 2人以内
- (6) 小金井市内の民間保育所等（認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の認定こども園をいう。）、認可外保育所等を含む。）を利用する保護者 2人以内
- (7) 市民 2人以内

2 前項第6号及び第7号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力を依頼した日から令和3年3月31日までとする。

2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は原則として、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討部会)

第7条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要に応じて、第3条第1項各号に定める委員の一部をもって構成する検討部会（以下「部会」という。）を置くことができるものとする。

2 部会の所掌及び委員構成については、委員会において決定するものとする。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会における庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(報告)

第10条 委員会は、検討結果を市長に報告する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

付 則（令和2年3月31日要綱第73号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

資料2 小金井市保育計画策定委員名簿

令和3年3月現在

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎米原 立将	流通経済大学 准教授	
	福元 真由美	東京学芸大学 准教授（※）	交代：令和2年3月31日まで
	平野 麻衣子	東京学芸大学 准教授	交代：令和2年4月1日から
	○長沢 道枝	元・日本社会事業大学 講師	
民間認可保育所 施設長等	茂森 俊介	しんあい保育園 園長	
	南雲 明野	ういす武蔵小金井保育園 園長 (※)	交代：令和2年3月31日まで
	田邊 満寿美	小金井北ブチ・クレイシュー 園長	交代：令和2年4月1日から
認証保育所施設長等	真木 千壽子	学芸の森保育園 園長	
関係団体代表者等	吉岡 博之	小金井市児童発達支援センター きらり センター長（※）	交代：令和2年3月31日まで
	中村 悠子	小金井市発達支援センターきらり 担当エリアマネージャー (元・小金井市児童発達支援セ ンターきらり センター長)	交代：令和2年4月1日から
小金井市立保育園 を利用する保護者	大越 郁子		
	八下田 友恵		交代：令和2年3月31日まで
	藤原 大介		交代：令和2年4月1日から
小金井市内の民間 保育所等を利用する 保護者（公募市民）	長澤 麻紀		交代：令和2年3月31日まで
	堀尾 瞳		交代：令和2年7月10日から
	飯塚 絵美		
公募市民	井戸下 望		
	竹澤 千穂		

◎：委員長、○：副委員長

※は交代時点の所属

資料3 「小金井市すこやか保育ビジョン」策定経過

月　日	主な検討事項等
平成31年3月25日	第1回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の互選 ・会議の運営に係る確認 ・小金井市保育計画に係る主要な論点について ・小金井市保育計画の大項目（案）について ・今後のスケジュールについて
平成31年4月19日	第2回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議運営についての確認 ・今後のスケジュールについて ・保育所保育指針について（解説） ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について ・保育園等への簡易アンケート（記述式）について
令和元年5月22日	第3回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について ・保育の質のガイドライン・イメージについて
令和元年6月12日	第4回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について
令和元年7月31日	第5回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について ・小金井市保育の質のガイドライン作成の進め方について
令和元年8月21日	第6回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について
令和元年9月25日	第7回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について
令和元年10月10日	第8回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「保育の質のガイドラインについての検討・協議」について
令和元年10月30日	第9回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「保育の質のガイドラインについての検討・協議」について
令和元年11月20日	第10回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）小金井市保育計画」について
令和元年12月19日	第11回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）小金井市保育計画（第二章）」について
令和2年1月16日	第12回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）小金井市保育計画（第1・2・5章）」について
令和2年6月25日	第13回小金井市保育計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・「（仮称）小金井市保育計画（第1章・2章・3章・5章）」について

令和2年7月22日	第14回小金井市保育計画策定委員会 ・委員紹介（交代委員） ・（仮称）小金井市保育計画 第5章について
令和2年8月5日	第15回小金井市保育計画策定委員会 ・武蔵野市の保育の質のガイドライン活用方法等の紹介－東洋大学人間科学総合研究所客員研究員 鈴木佐喜子氏－
令和2年8月21日	第16回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画 第5章について ・会議の運営方法の一部変更について
令和2年9月24日	第17回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画策定の進捗について ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について
令和2年10月22日	第18回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について
令和2年11月16日	第19回小金井市保育計画策定委員会 ・今後のスケジュールについて ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について
令和2年11月26日	第20回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について ・（仮称）小金井市保育計画（第5章）について
令和2年12月10日	第21回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について ・（仮称）小金井市保育計画（第5章）について
令和2年12月23日	第22回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画（第4章）について（内容確認） ・（仮称）小金井市保育計画（第5章）について（内容確認及び一部協議）
令和3年1月14日	第23回小金井市保育計画策定委員会 ・（仮称）小金井市保育計画（素案）の内容確認について ・パブリックコメント等今後の流れについて
令和3年2月25日	第24回小金井市保育計画策定委員会 ・小金井市すこやか保育ビジョン（素案）に対する意見及び検討結果について
令和3年3月4日	第25回小金井市保育計画策定委員会 ・「小金井市すこやか保育ビジョン（案）」について（確認）

資料4 「小金井市子どもの権利に関する条例」

平成21年3月12日

条例第11号

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雜則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしをつくり出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や

成長に応じ、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を^{たが}つちか^{づちか}培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども ^{さい}18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 ^{しげつ}親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 ^{しげつ}子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 ^{しげつ}育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人

(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援^{しえん}を行うようにしなければなりません。
- 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及^{ふきゅう})

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
- 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかわれ、適切な医療^{いりょう}が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境^{かんきょう}で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違い^{ちがい}が尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献^{こうけん}する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことからについて、自分の考え方や意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序^{ちつじょ}に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。
(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、
市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

- 2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。
- 3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。
- 4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。
(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を行わなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。
- 7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。
たが
れんらく

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考え方や思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、
そち
たが
れんらく
適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雜則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

小金井市すこやか保育ビジョン
～ 保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性 ～

令和3年3月発行
小金井市 子ども家庭部 保育課
〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号
電話 : 042-387-9846 / FAX : 042-386-2609

用紙には古紙を配合しています

